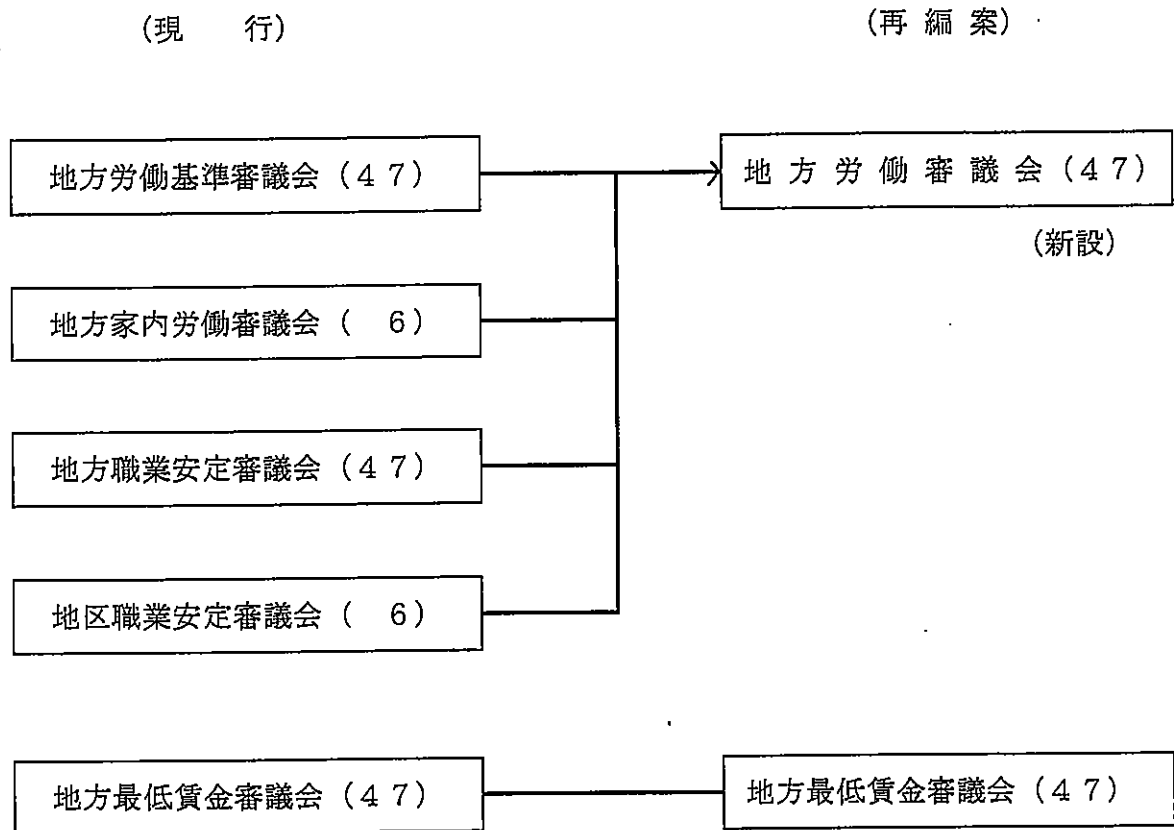


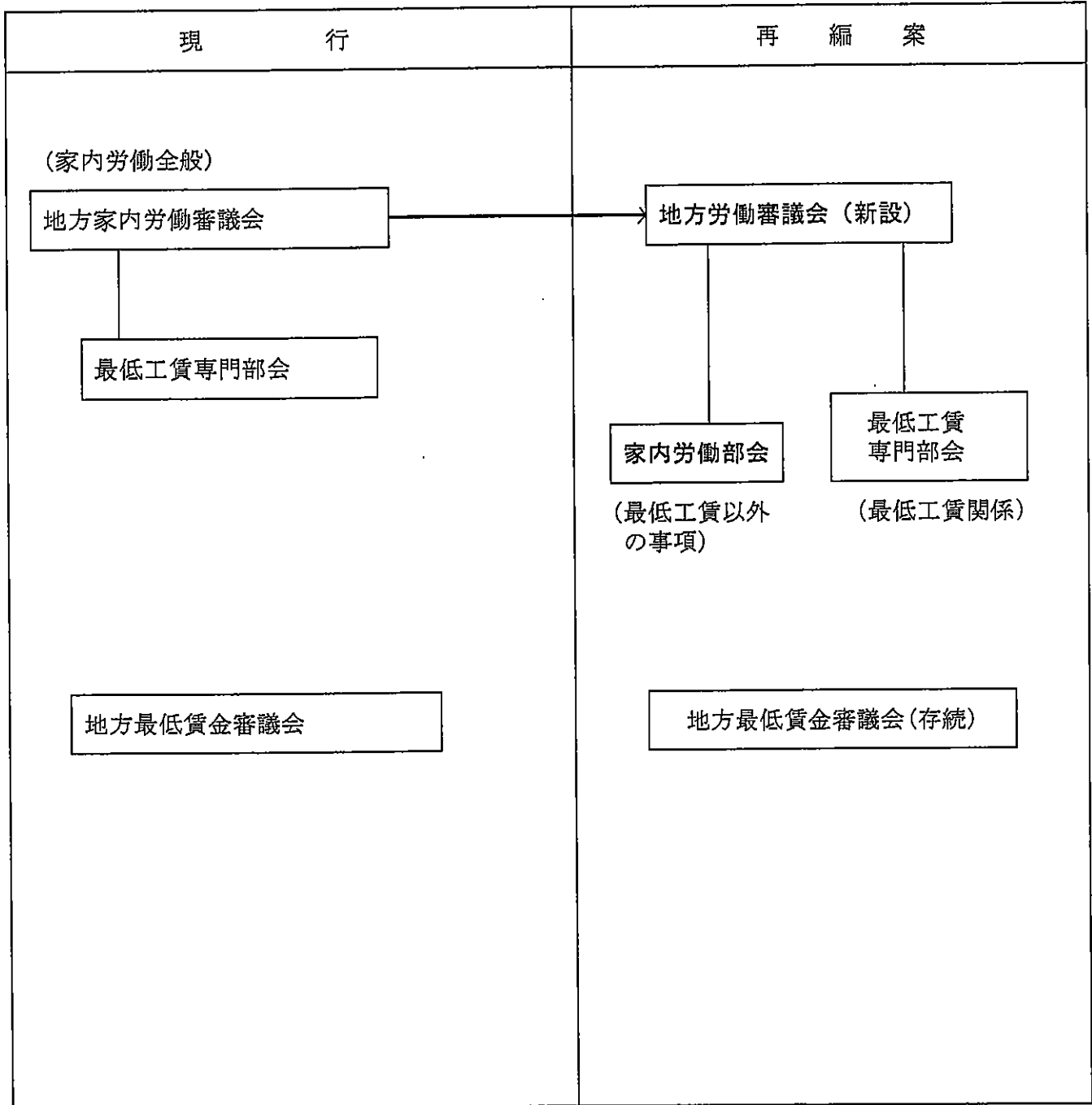
都道府県労働局に設置する審議会の再編について

〔全体図〕



地方審議会について(家内労働関係のみ)

- (1) 地方家内労働審議会が設置されている6都府県（東京、神奈川、愛知、京都、大阪、兵庫）
- ・ 家内労働審議会を他の審議会とともに廃し、労働審議会に再編し、その下に家内労働部会及び最低工賃専門部会を置く。
（これにより、47都道府県とも同一の形態となる。）



(2) 上記6都府県以外の41道県

- ・ 家内労働一般を調査審議の対象としていた労働基準審議会は労働審議会へ再編する。
- ・ 最低賃金審議会の下に置かれていた最低賃金専門部会も労働審議会の下に設置する。

